

記入例

様式第5号（第3条関係）

中高層集合住宅等の水道料金等各戸徴収の取扱いに関する契約書

姫路市上下水道事業管理者（以下「甲」という。）と中高層集合住宅等の所有者又は各戸ごとの水道利用者の代表者 **姫水 太郎**（以下「乙」という。）及び受水槽以下の装置の管理責任者 **(株)姫路不動産 代表取締役 夢前 次郎**（以下「丙」という。）とは、中高層集合住宅等の水道料金等各戸徴収の取扱いに関して、次のとおり契約を締結する。

（契約する住宅名等）

第1条 契約の対象となる中高層集合住宅等は、乙の申請書記載のとおりとし、その概要は次のとおりとする。

(1) 住宅・団地名 **ウォーター住宅**

(2) 住宅所在地 **姫路市安田四丁目1番地**

（団地の代表地番）

(3) 住宅棟数及び戸数

又は **1棟 20戸**

団地戸数 **(子メーター数 21個)**

（維持管理）

第2条 乙又は丙は、受水槽以下の装置（以下「受水槽以下の装置」という。）の適正な維持管理及び水質保全の義務を負い、これに伴う費用を負担しなければならない。

2 乙又は丙は、受水槽以下の装置のうち受水槽及び高架水槽の清掃を毎年1回以上実施しなければならない。

3 乙又は丙は、受水槽以下の装置に漏水が発生しないよう、毎月1回以上点検を実施しなければならない。

4 乙又は丙は、受水槽の警報装置その他の機器を常に整備された状態に保たなければならない。

5 乙又は丙は、甲より受水槽以下の装置の改善及び漏水の通知を受けたときは、速やかに措置し、甲に報告しなければならない。

（届出義務）

第3条 乙は、乙、丙又は受水槽以下の装置関連機器の整備委託業者に変更があったときは、直ちに甲に届け出なければならない。

2 丙は、次の各号の一に該当するときは、直ちに甲に届け出なければならない。

(1) 受水槽以下の装置の増設、改造、修理及びその他の変更を行うとき。

(2) 利用者に異動が生じたとき。

(3) 受水槽の清掃をするとき。

(4) 消火栓を消火活動等に使用したとき。

（子メーターの帰属及び管理責任）

第4条 姫路市給水条例施行規程（平成10年姫路市水道局管理規程第5号）第29条第

1項第3号により設置したメーター（以下「子メーター」という。）の所有権は、この契約が成立したときに、乙から甲に移転する。

2 乙又は丙は、各戸及び各箇所（以下「各戸」という。）の水道利用者（以下「利用者」という。）に、善良な管理者としての注意をもって子メーターを管理させ、利用者が子メーターを亡失又は故意に棄損したときは、甲に対してその損害を賠償させなければならない。

（検針方法）

第5条 甲は、受水槽の給水口に至るまでの給水装置に設置した水道メーター（以下「親メーター」という。）と同時に子メーターを検針するものとする。

（水道料金等の算定）

第6条 各戸の水道料金は、甲が、子メーターの口径及びその使用水量により、各戸ごとに算定して、利用者から徴収する。

（水道料金等の納入方法）

第7条 水道料金等の納入方法は、口座振替扱いを原則とする。

（使用水量の認定）

第8条 甲は、子メーターの異常、その他の事情により使用水量が不明となったときは、別に定める使用水量認定基準により認定することができる。

（親メーターと子メーターの間に水量差が生じた場合の取扱い）

第9条 甲は、親メーターの使用水量が子メーターの使用水量の総量を超えるときは、当該超える水量について、水道料金等を乙に請求する。

（水道料金等の未払の場合の措置）

第10条 甲は、水道料金等の支払いを督促したにもかかわらず、乙又は利用者が支払わないときは、乙又は利用者に対して給水を停止することができる。

2 前項の規定により給水を停止した場合において、乙、丙又は利用者に損害が生じることがあっても、甲はその責を負わない。

（立入り検査）

第11条 甲は、受水槽以下の装置について管理上必要があると認めたときは、立入り検査をすることができる。

（暗証番号の情報等の提供義務）

第12条 乙又は丙は、玄関が暗証番号、ICカード、鍵等で開閉する設計である場合において、甲が建築物の共用部分に立ち入るとき、甲の業務に支障をきたさないようその暗証番号の情報、ICカード、鍵等（以下「暗証番号の情報等」という。）を甲に速やかに提供しなければならない。

2 乙又は丙は、暗証番号の情報等を変更するときは、甲に対して変更後の暗証番号の情報等を事前に提供しなければならない。

3 暗証番号の情報等の管理運用において、甲が乙、丙又は利用者に損害を与えることがあっても、甲の責に帰すべき事由がないときは、甲はその責を負わない。

（契約の解除）

第13条 甲は、乙又は丙がこの契約の各条項に違反し、勧告をしてもなお是正しないときは、契約を解除することができる。

記入例

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙、丙又は利用者に損害が生じることがあっても、甲はその責を負わない。

(実施細目)

第14条 この契約に定めのない事項は、姫路市給水条例（昭和36年姫路市条例第21号）及び同施行規程並びにその他の定めに基づいて実施するものとする。

(契約内容の周知)

第15条 乙又は丙は、この契約の内容を利用者に周知徹底し、問題が生じたときは、責任をもって解決につとめなければならない。

(契約期間)

第16条 この契約の期間は、契約の締結の日から2年とする。ただし、この契約の有効期間満了の2箇月前までに甲、乙又は丙が中止の申し出をしないときは、この有効期間をさらに1年延長し、以後この例による。

この契約の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

契約書の日付は
空欄のまま！

甲 姫路市安田四丁目1番地
姫路市上下水道事業管理者

印

乙 (中高層集合住宅等の所有者又は各戸ごとの
水道利用者の代表者)

住所 姫路市安田四丁目1番地

氏名 姫水 太郎

印

丙 (受水槽以下の装置の管理責任者)

住所 姫路市夢前町前之庄1番地

氏名 (株)夢前不動産 代表取締役 夢前 次郎 印

※契約書はA3サイズ、両面印刷（短辺とじ）で作成し、押印したものを3部提出して下さい。